



# 人小安全便り



令和4年5月24日発行 No.3

文責：安全担当（松岡）

[↑入谷小ホームページへ↑](#)

【温故知新～過去の災害を教訓にして、これからの防災に生かす機会に～】

今から62年前の1960年5月24日の未明に、チリで発生した大地震の影響による津波が日本の各地に襲来しました。列島各地に大きな爪跡を残した津波は、当地域においても石碑等の記録や、その後の防災対策として伝承されています。

本日、正午にチリ地震を改めて考える機会として黙祷の放送が流れましたが、児童には「災害を正しく恐れること（常に災害は起きるものとして、日頃の訓練や準備を心掛ける）」を今後も指導していきます。

なお、今年度も6月28日（火）に「中学校区『緊急時の児童引渡し訓練』」を予定しています。過去の反省を生かし、より良い訓練となるようにしていきますので、保護者の皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

【自転車の保険は加入済みでしょうか ~自転車安全利用条例から~】

4月に行った交通安全教室の際に、自転車の点検を協力してくださった業者の方から、「自転車にTSマークが貼られていないことが心配です」という感想が聞かれました。

改めて、自転車安全利用条項（一部抜粋）を以下に示しますので、自転車損害賠償保険等への加入がお済みではない場合は、お早めに手続きをお願いします。

### (保護者等の責務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

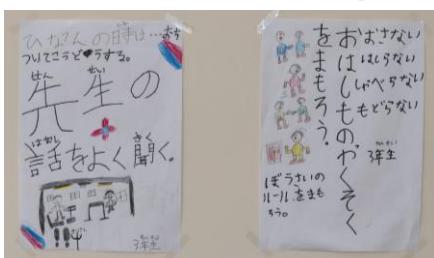
(自転車損害賠償保険等への加入)

#### 第十四条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

### 【地震対応の避難訓練の様子から】

5月13日（金）に行われた避難訓練では、地震が起きた際の避難の仕方を訓練しました。訓練を参観くださった南三陸消防署の方から、「低学年も落ち着いて訓練できている様子が見られた」というお言葉をいただきました。今後も「100点の避難」を目指して指導していきます。



(左) 1年生が防災頭巾をかぶ  
り 整列して避難しました

(右) 3年生が安全に避難するための約束を掲示しました